

食 品 安 全 委 員 会 第 28 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 16 年 1 月 20 日（火） 14:00 ～ 15:05

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）米国での B S E 発生に伴う海外調査について（報告）

（２）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員

（説明者）

農林水産省 釘田国際衛生対策室長

厚生労働省 外口大臣官房参事官、坂梨監視安全課乳肉安全係長

食品安全委員会事務局 川田情報・緊急時対応課国際係長

（事務局）

梅津事務局長、岩淵総務課長、村上評価課長、杉浦情報・緊急時対応課長、

宮崎評価調整官

5．配付資料

資料 1 米国での B S E 発生に伴う海外調査について

6．議事内容

○寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 28 回の会合を開きます。

本日は御承知のとおり、1 月 8 日から 1 月 18 日まで、農林水産省、厚生労働省、それから当委員会の担当者が米国、カナダへ海外調査に行っておりましたが、その報告を受けるために臨時に開催するものであります。

本日は急に決まりまして、3 名の委員が欠席しておりまして、4 名の委員が御出席ござ

います。

農林水産省から釘田衛生管理課国際衛生対策室長、厚生労働省から外口大臣官房参事官、坂梨監視安全課乳肉安全係長に出席いただいております。また、当委員会から川田情報・緊急時対応課国際係長も出席しておりますので、御紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をお願いします。本日の資料は１点であります。「米国でのＢＳＥ発生に伴う海外調査について」でございます。

それでは、早速調査団の報告をお聞きしたいと思います。今回の調査団の団長であります農林水産省釘田衛生管理課国際衛生対策室長から御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。どうも御苦労様です。

○釘田国際衛生対策室長　それでは、ただいま御紹介いただきました農林水産省衛生管理課の釘田でございます。

御紹介にもありましたとおり、調査団員は５名から成っておりまして、本日もそのうち３名がこの場におりますので、本来であれば少し分担しながら御説明するのがよろしいのかもしれませんが、とりあえずは私の方から全体をざっと御説明させていただきまして、質疑に對しましては、適宜担当の方からもお答えするということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず資料１というところから御説明いたしますが、１ページ目に「調査日程」「出張者」「調査目的及び方法」とございますが、この調査方法のところに、私どもが訪問した機関名が書いてございます。

米国におきましては農務省ＵＳＤＡ。保健社会福祉省食品医薬品庁ＦＤＡ。それからワシントン州政府。民間施設として、食肉処理施設を見ました。

カナダにおきましては、食品安全庁ＣＦＩＡです。それからアルバータ州政府とレンダリング施設を訪問しております。

めくっていただきまして、早速ですが「米国でのＢＳＥ発生に伴う海外調査について」という紙に沿いまして、概要を御説明させていただきます。

まず１点目といたしまして「ＢＳＥ感染牛及びそれに由来する牛肉等について」でございます。

まずＢＳＥ感染牛につきましては、これについては私どもが日本を発つ以前からある程度情報が伝わってきたわけなんですけれども、今回、その点について確認をしたということでございますが、当該感染牛は、耳標、発生農場の記録、ＤＮＡ鑑定などから、カナダ・アル

バータ州で 1997 年 4 月 9 日に生産されたホルスタイン種の雌牛であることが確認されたということです。と畜されたのが昨年 12 月 9 日でありまして、ちょうど 6 歳 8 か月になっていたということになります。

この牛は 2001 年 8 月にカナダ・アルバータ州カルマーという、これはエドモントンの南 100 キロくらいのところにある町らしいですけれども、このカルマーの生産農場で飼養されておりました 112 頭、これがこの農場の閉鎖に伴いまして、御主人が病気で農場を閉鎖したということらしいんですが、当時飼養していた全頭を売り払った。この売却された 112 頭のうちの 81 頭が 1 つの群として 2001 年 9 月に米国に輸入されております。この中の 1 頭であったということがわかっております。

(2) といたしまして、この感染牛、12 月 9 日にと畜処理されているんですが、これに由来する食肉等の回収状況でございます。

① といたしまして、当該感染牛の牛肉が混入した可能性のある牛肉、約 4.7 トン、これは実はこのと畜処理場で当日 20 頭の処理が行われておりまして、20 頭分の食肉ということでございます。

これが米国内の 6 州に流通しており、現在、自主回収が行われているということになっております。この点につきましては、発生当初 U S D A の発表としましては、もっと多くの州、あるいはハワイとかグアムまで流れているのではないかという情報があったんですが、その後確認したところでは、ハワイとかグアムには行っていないということでございまして、この 6 州にとどまっているということになっています。その 8 割はワシントン州とオレゴン州に流通している。

回収状況について細かい数字はまだ発表されていないと思います。ホームページとかチェックしておりますが、数字は発表されていないかと思います。

それから、② といたしまして、当該感染牛の特定危険部位 (S R M) ですが、これは自主的に除去され、レンダリング処理された。当該レンダリング製品は特定され、現在流通は停止されており、今後処分する予定であるというふうに言っております。この自主的にというところがキーなんです、私どもも食肉が流通したのに、なぜ S R M がとどまったのかということを不思議に思いまして、その点を再三確認したんですけれども、これは何か根拠があってとどめ置いたのかという質問に対しましては、現状ではと畜検査員の判断に基づいて、ボランティアにとどめ置くという根拠しかない、これはボランティアにとどめ置いたと言うしかないという説明でした。ですから、食肉をそのまま流してしまったのが、今回は失敗だったということになろうかと思います。

「２ 同居牛及び産子について」という点ですが、「（１）同居牛」です。これにつきましても、私どもが発見する前からかなりの情報が伝えられていたわけですがけれども、整理して申し上げますと、まず当該感染牛の出生農場でその出生の１年前から１年後の２年間、今回の場合は１９９６年４月から１９９８年４月まで、この２年間に生まれた牛を同居牛、いわゆるコホート牛と呼ばれておりますが、これとみなして追跡調査を行っております。

その上で、この同居牛につきましては、個体が特定された場合にはその個体を、特定できない場合にはその個体が含まれる可能性がある牛群全体をそれぞれ殺処分して、ＢＳＥ検査をするという基本的な考え方で、これはアメリカもカナダも同じような考え方の下に、今、追跡なりその後の処分をやっているところということでございます。

そこで実際、数年さかのぼって、９６年４月から９８年４月にこの農場で何頭の牛が生まれて育ったかという追跡調査をしましたところ、この同居牛５７頭、この５７頭が２年間に生まれて、この感染牛と同じえさを食べていた可能性がある牛だということで特定されています。

しかしながら、これは６年ほど前の話になりますので、その後どうなっているかというのを追跡いたしますと、うち２７頭は既にと畜され、あるいは死亡していると。２５頭は今回出生農場から米国に輸出された８１頭に含まれていることが確認されています。残りが５頭出るんですが、そのうち４頭はアルバータ州の農場に生存しておりまして、最後の１頭が居所がつかめていない。アルバータ州に生存している可能性があるんですが、まだ我々が聞き取った段階では調査中ということでした。

次にアメリカに輸出されました８１頭につきましてですが、本来であれば、この８１頭の中の２５頭というのが、個体ごとに特定できれば、それをつかまえばいいわけですがけれども、その２５頭については、耳標が外れていたり、記録がはっきりしなかったりで、すべては特定できていないというのが現状です。その中で一部が特定できているわけですが、発生農場に９頭、感染牛がおりましたから、もともとは１０頭はいたということになりますけれども、現在は９頭が特定された。ほかの２農場に４頭という説明だったんですが、その後のＵＳＤＡの発表で、これが更に増えまして、３農場９頭が特定されているということです。そのほかに残った牛が、現在では６２頭ということになりますけれども、これについては更に調査中ということになっております。ただし、その調査に当たっている専門家の考えとしては、かなりの数のものは発生農場に生存するのではないだろうか。あるいは既に死んでしまったものもいるのかもしれないということでした。この辺は引き続き調査をしておったんですが、恐らくこれをすべて特定することは多分もう無理でありまして、既に発生農場の飼育牛のうち、由来のわからないもの、この中に感染牛と一緒に米国へ入ってきた牛が入っているんだろう

と思われるわけですが、そういう牛を 129 頭まで絞り込みまして、これを 1 月 10 日から順次殺処分をし、B S E 検査を実施しているということになっております。

ちなみにこの農場といいますのは、4,000 頭規模の酪農を営んでいる農家ですので、全体の牛群というのは 4,000 頭くらいいるわけですが、その中できちんと由来が確認できるものは順次外していった、絞り込みをやったところ、この 129 頭が由来がわからないということで、この中に多分いるんだろうということになっているわけです。

次のページ、今度は「(2)産子」、感染牛が生んだ子牛についてなんですけれども、これまでにこの牛は 5 頭の子牛を産んでおりまして、カナダで 2 頭、アメリカに入ってから 3 頭出産しております。カナダ国内では、まず第 1 子は既に死亡していることが確認され、第 2 子については、調査の時点では、まだ特定できておりませんでした。これはカナダ国内にいるか、米国に移されている可能性もあるという話になっておりました。

③ですが、米国内で生まれた 3 頭の子牛については、第 1 子は 2001 年 10 月に死産している。第 2 子は発生農場で、つまりお母さん牛と一緒に飼われていたわけなんですけれども、現在はそれが監視下に置かれており、第 3 子は雄の子牛なんですけれども、しかも生後 1 か月くらいの子牛なんですけれども、近くの農場にいたんですけれども、これについては既に殺処分されておりますけれども、これは牛を特定するものが、耳標を含めて何もなかったものですから、同じような年齢の 1 か月くらいの子牛、449 頭いたらしいんですが、それ全体として処分されております。

これについては B S E 検査は実施しておりません。まだ 1 か月くらいの子牛だということで、検査をしても B S E 検査には引っかからないということで検査はしておりません。次に「3 感染原因・感染経路について」でございます。

まず(1)としまして、カナダ側における調査から御説明いたしますけれども、この点は実は私どもが今回出張に行く以前にはほとんど情報がなかったことございまして、現地で向こうの政府関係者が説明のあった新しい情報ということになるんですけれども、まず 1 つといたしまして、当該感染牛が出生した 97 年当時、当該農場では肉骨粉を含む配合飼料が使用されていた。

②として、この肉骨粉を製造したアルバータ州のレンダリング施設を特定したが、その原料として使用された牛の追跡は困難であるということ。

③としまして、当該レンダリング施設で製造された肉骨粉の販売先について調査中であるが、米国への輸出も含め、かなり広範に流通していた模様であるという説明になっております。

したがいまして、ここで得られている情報からいたしまして、この感染牛がカナダの生産された農場において、この肉骨粉から感染したんだらうという蓋然性はかなり高いだらうということに現時点ではなっております。

(2) の方は、米国における感染原因と言いますか、えさの方の調査結果なんですけれども、当該感染牛は 4 歳 4 か月で米国に輸出され、ワシントン州マタワの農場に 1 月半ほどおりまして、その後、2001 年 10 月からと畜されるまで、2 年余り発生農場にいたことになっております。

発生農場では、少なくとも 97 年 8 月の肉骨粉給与禁止前には、肉骨粉を給与していたという説明になっておりますし、その後、2002 年 4 月までは血粉を蛋白飼料として給与していたという情報がございます。これはあくまで参考情報として書いてございます。ここまでは一応追跡調査で確認されているんですが、これが感染原因になったかどうかということは、少なくとも肉骨粉については 97 年 8 月中止していますから、この牛が入ってきた時点では、意図的に給与していたことはないということになります。

また、血粉の方も通常でありますし、これが感染原因がなるとは考えにくいものだとわかれております。

したがいまして、この両方の状況からして繰り返しになりますが、カナダにおいて肉骨粉を通じて感染した可能性が高いだらうということになるかと思えます。

次の「 4 米国の B S E 対策について」でございますが、「 (1) B S E サーベイランス体制」。

米国では 1990 年から 24 か月齢以上の歩行困難な牛、ダウナーとよく呼んでおりますが、そういう牛、それから死亡牛、中枢神経症状牛、こういった、いわゆる高リスク牛を中心としてサーベイランスを実施しております。

検査頭数は段階的に拡大してきておりまして、2003 年では 2 万頭余りが検査されておりまして、U S D A はこの 2 万頭というのも、O I E の基準に比べて数十倍の検査頭数になるとい、非常に意欲的、積極的なサーベイランスをやっているという説明をしておりますけれども、今回の発生を受けまして、今後、4 万頭程度に増やすことを検討しているとうふうに説明をしております。

しかしながら、4 万頭になったといたしましても、依然、と畜頭数の 0.1 % 程度にとどまるということになります。

検査手法といたしましては、免疫組織化学的検査により実施しておりますが、今後の問題といたしましては、スクリーニングとして、迅速検査、エライザ法の実施についても検討し

ているという説明がございました。

次の「（２）飼料給与禁止措置（フィード・バン）」でございますけれども、これはカナダも同じ時期から、ほぼ同じ内容の措置を採っておりますが、反すう動物由来蛋白等を反すう動物用飼料に用いることを禁止しております。

その遵守状況につきまして、米国の場合ですと、ＦＤＡの検査官がレンダリング施設なり配合飼料工場に立入検査をしているわけですが、その検査結果によれば、禁止措置導入直後は７５％と遵守割合は低いんですが、２年目からは、その点は改善されて、最近では９９％以上遵守されているという結果になっております。

しかしながら、その中で調査団といたしまして、２点ほど問題点を指摘しておりまして、まずアといたしまして、「飼料の自家配合を行っている数多くの小規模農家は検査対象から漏れており、その遵守状況は不明である」ということ。先ほど申し上げました９９％の遵守割合の分母からも分子からも抜けているということです。その問題が１つ。

それから、イといたしまして、反すう動物以外の動物への給与は禁止されていないため、レンダリング工場、飼料工場等の各段階で交差汚染のおそれがあること」という問題でございます。

つまり、現在では米国カナダとも、肉骨粉を用いた飼料は、豚、鶏等のえさには用いることができるわけですので、えさ工場でもそういうえさもつくられている。農家でも鶏を飼っている農家、小規模な農家などではそういうえさも使っているわけですから、そういう各段階での交差汚染の恐れがどうしても出てくるという問題でございます。

以上この２点、問題点として掲げたわけですが、こういう問題については、実は米国内でもいろんな有識者から問題点の指摘がなされているようでございまして、当局であるＦＤＡ自身も問題意識は十分持っているようでございます。現にこのフィード・バン措置の強化を検討しているということでございまして、具体的には給与禁止措置の拡大、つまり豚、鶏も含めて禁止するかどうかという問題。

それから、交差汚染防止措置の強化、こういったことについて検討中であるという説明がございました。

「（３）追加的なＢＳＥ措置」、これは昨年の１２月２３日のＢＳＥの発生を受けて、ＵＳＤＡが、ヴェネマン農務長官が発表しました措置でございまして、措置自体は既にその時点で明らかにされておりますが、この１月１２日付けで暫定規則が公表されており、同日から施行されたということになっております。

①から⑤までございまして、①だけはノーティスということなんですが、それ以外はレギ

ュレーションになっておりまして、パブリック・コメントを求めている。その結果で場合によっては修正されることもあり得るという説明でございました。

①から見ますと、①は「歩行困難な牛の食用禁止」ということで、これは月齢を問わず歩行困難な牛はと畜場への搬入を禁止するという措置になります。

②といたしまして、サーベイランスでBSE検査の対象になった牛肉については、BSEの検査結果が陰性になるまで、確認されるまで流通を停止するということ。

③、これはと畜場の処理の1つですが、空気を注入する手法を使った気絶法、エアー・インジェクション・スタンディングというんですが、そういう方法について禁止するということ。これは圧縮空気を注入することによって、神経組織が飛び散って、肉の方を汚染する懸念があるという問題がございます。

それから、「④特定危険部位（SRM）の除去の義務付け」。これについても、先ほど申し上げたように、これまで義務的にSRMを除くという考え方が米国にはありませんでした。勿論、BSEが発生していないということですので、そういう義務も課されていなかったわけなんですけれども、今回、これについては30か月齢以上の牛の頭蓋、脳、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱、背根神経節並びにすべての月齢の回腸遠位及び扁桃をSRMとするということになっております。

ただし回腸遠位部につきましては、その部分だけを特定して除くということがと畜場の処理の実際の処理におきまして、困難な面があるということから、これを確実にを行うために小腸全体を除去の対象とするという説明になっております。

⑤AMR、これは高圧で骨を破壊することなく肉を採取する方法でございますが、これによって処理される肉の規制強化ということになっておりまして、具体的には30か月齢以上の牛の脊柱及び頭蓋をAMRの対象とすることを禁止するという内容になっております。以上が今回米国が発表したBSEの追加措置ということになります。

以上の調査結果をとりまとめまして、5といたしまして、5つの点にまとめております。

（1）ですが、今回のBSE感染牛のカナダでの同居牛が米国に輸出されており、また、当該牛にカナダで給与された肉骨粉が米国へも輸出されていた可能性があるという点が1つ。

（2）米国とカナダでは、肉骨粉を含め飼料、飼料原料、家畜・畜産物等が相互に流通してきており、牛肉関連産業が強く統合されている。また、BSE対策についても、この両国では従来から同様の措置が講じられてきているということでございます。

（3）米国の肉骨粉等の牛への給与禁止措置の実効性については、交差汚染等の可能性を否定できない。

この（１）から（３）までのことを踏まえまして、以上から米国とカナダでＢＳＥに関する汚染状況に大きな相違があるとみなすことは困難であり、今後、米国においてＢＳＥが発生しないという保証はないというとりまとめをしております。

（５）は今回の調査で明確にならなかった点については、米国、カナダに更なる情報提供を求めているところでございます。

最後に簡単な地図が付いておりますけれども、以上で御説明を終わらせていただきます。

○寺田委員長　日曜日お帰りのところ、いろいろと大変なところ、どうもありがとうございました。

私どもも日曜日に帰られたとき、当委員会から一緒に参加いたしました川田さんから、委員会全員でお話を伺いました。本日はやはり委員会全体で団長さんがこられたわけで、いろんな御質問とかあると思います。ありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員　幾つかあるのでございますが、カナダのアルバータ州のレンダリングされた牛の追跡は困難と、そうなんでしょうけれども、ここはイギリスからの生体牛の輸入というのを、たしか 1989 年くらいですかね。アメリカもカナダも止めていると思いますが、それ以前には入ってきた生体牛が存在していたというような情報はございますでしょうか。それから、ワシントン州の農場もそうなんですけれども、何かそういったことでもしお聞きになったようなことがあれば。

というのは、例のハーバード大学のリスク・アセスメントで、生きた牛の輸入の追跡をかなりやっていたんですけれども、よくわからないものがあって、なぜ追跡をしたかというのと、それがもしイギリスにいる間に異常プリオン蛋白質を抱えていて、それがこっちへ来て死んで、レンダリングされたということを想定して追跡をしていたと思いますが、そっちについて、何かもし情報がございましたら教えていただきたい。

○釘田国際衛生対策室長　私の方からお答えいたしますが、今、御質問いただいた件につきましては、私どももアルバータ州、あるいはオタワにおきまして、カナダ政府の疫学者からいろいろな御説明を受けました。その説明も踏まえて、私の理解を申し上げますと、カナダでは 93 年にイギリスからの輸入牛で初めてのＢＳＥが確認されまして、そのときにイギリスから輸入されて、国内にいた牛をすべて追跡して、これはすべて処分したということになっております。ただし、それまでにもかなりの期間にわたってイギリスからの輸入牛があったわけですので、93 年時点で生きていたものは処分されたわけなんですけれども、それ以前に既に感染牛がと畜されて、レンダリングなりを通じてえさのサイクルに入り込んだという可能性は否定できなかったわけです。

そういう懸念があるがために、いろんな B S E の蔓延を防ぐための措置をカナダとしても採ってきたわけなんですけれども、それがついに昨年の 5 月に初めての国内生産牛で B S E が確認されたということで、懸念されていたすべて処分する以前にえさのサイクルに入り込んでしまったというのが現実の問題になったというふうに受け止められております。専門家の分析によりますと、いずれにしても、この B S E の病気というのは、発生牛、それがレンダリングに入って肉骨粉を通じて、ほかの牛に伝わっていくという病気でございますので、そういうことからすれば、かなり急速に地域が拡大するということは考えにくい。つまり、レンダリング施設を中心とし、ピラミッドの頂点にレンダリング施設がございまして、その下に何か所かのえさ工場にそれが流通して、それが更に数多くの農家までわたっていくと。ちょうどピラミッドの構造になっているということが想定されるというお話でありました。

ですから、恐らくこのアルバータ州にかつて輸入されたイギリス産の牛で B S E にかかっていたものがいたんであろうと。それがえさのチェーンに入り込んで、ずっと潜っていたものが今回見つかったんだらうという推測がなされております。

とりあえずそこまでの御説明にします。

○中村委員 レンダリングの温度が、私もアメリカで前に取材したときの感じでは、例の O I E が決めている 133 度、20 分、3 気圧、それよりも低いんじゃないかという気がして、そのときの私の質問に対しては、アメリカは B S E が発生していないから、そんな高い温度でなくても大丈夫なんだというような答えだったと思うんですけれども、今度はその点についてお聞きになったことはございますか。

○釘田国際衛生対策室長 この点につきましても、我々も同じ質問をしたんでございますが、少なくとも当時の問題として、どのような処理をしたんだらうかという質問に対しましては、今のお答えと全く同じようなお答えをいただきました。これはカナダです。

○小泉委員 30 か月齢以上で S R M を取るということで、非常にポイントになる 30 か月という月齢をどのように確認しているのかということです。耳標がなくなっているので正確な出産場というのはからないですね。ですから、どのようにしてやっているか。また、その方法にどれくらいの誤差があるのか。例えば半年くらいあるのかないのかということの 2 点。

もう一つは、3 ページの下にありますフィード・バンのところで、「最近では 99% 以上とされている」と言われていますが、小さな農場ではわからないということなんですが、検査結果の 99% というのはすべて大農場の検査結果ですね。ですから、小農場を含めた 99% ではなくて、大農場だけ調べに行っているということは、小農場というのは全体のどのくらい、牛で言えば何頭くらいを飼育しているんでしょうか。教えていただければと思います。

○釘田国際衛生対策室長 後ろの方の質問から先にお答えさせていただきますが、詳しいデータは残念ながら提供してもらえませんでした。恐らく推計するのがなかなか難しいんだと思うんですが、農家の数としては、そういった自家配合をしている小規模な農家というのはかなりの数にのぼるんだと思います。それが全体として牛の産業の中でどれくらいのシェアを占めているかというのは、ある程度推計すればできるんだと思いますが、数字としては持ち合わせておりません。

あと月齢の確認なんですが、私は専門的な用語は日本語で覚えていないんですが、済みません。では、厚労省の方からお願いします。

○坂梨乳肉安全係長 ちょっと見えにくいかと思うんですけれども、当時、説明のときに一応カラーの写真でいただいたものが今手元にあるんですけれども、牛の歯の生え具合によって、月齢を特定するということで、牛の歯の真ん中から少し横の第2球歯というところの生え方が、30か月を超えているものであると、きちんと生えているという絵なんですけれども、それより若いものと、まだ生えていないという、ここで判別をするということです。

それを判別する方法は、これは一定かどうか分かりませんが、こちらでと畜場を確認したところでは、と畜検査をする一番最初の段階で、牛が食肉となるためにラインに乗っているところで歯型を確認する方がこの歯を見て1頭ずつ確認をしているという状況でございます。

○小泉委員 人間でも歯の生える時期とかは個人差がありますが、その個体差というのと、その歯型の完成というのは日本でも同じだと思うんです。日本の獣医さんの結果ではどうなっているのでしょうか。非常に確かなのでしょうか。

○坂梨乳肉安全係長 私の方の手元に資料がありませんので、それがどれくらいの誤差があるかというのは、ここではちょっとお話できないんですけれども、おっしゃられるように、若干の個体差はあろうかと思うんですけれども、基本的に何か月という、これで言いますと、例えば24か月から30か月くらいの間であらうという、6か月くらいの間があるので、実際には個体差があっても当然なのかという感じはいたしますけれども、正確な答えは手元にございませんので、申し訳ございません。

○釘田国際衛生対策室長 個体差の問題は、彼らも問題意識としては持っているようでございまして、説明の中でも、月齢が例えば誕生日がはっきりしていて、月齢がはっきりわかるものがあればそれを優先的に採用するんだという説明をしておりました。

しかも、カナダにおきましては、個体識別制度が既に始まっておりまして、全面的にそれが活用される段階にはまだないようなんですけれども、近い将来には個体識別でもって月齢

が正確に把握できるようになるという見通しがございます。

アメリカについても、そういう問題意識もあって、今後、個体識別制度は至急整備していかうという方向になっていきますので、いずれにしても、今の歯で見分けるやり方というのは、便宜的な方法という位置付けになるかと思います。将来的には個体識別できちゃんと月齢を把握していくということになっていくのではないかと思います。

○小泉委員 アメリカもカナダも同じ方法でやっているんですね。

○釘田国際衛生対策室長 そうです。

○寺田委員長 いろんな質問が出ますので、4ページの追加的なBSE措置ということが、アメリカの国内向けですけれども、こういうことについての質問は後に回しまして、それまでの感染経路とか、現状の把握がどうなっているかということについての質問をまずやっていただければと思います。勿論、後から気がついたら順番はどうでもいいんですけども、あっちへ行ったりこっちへ行ったりして質問してもかまいません。そういう形でやりたいと思いますが、いかがなものでしょう。

○中村委員 追加処置の方から。

○寺田委員長 結構です。

○中村委員 「(3)追加的なBSE措置」の④の回腸遠位部、これは回腸遠位部の除去を確実にを行う観点から小腸全体を除去の対象とするとありますけれども、これは確実にを行う観点ということもあるかもしれませんが、遠位部だけを特定して取るというのは面倒くさいというか、手数料がかかるから、いっそ全部取ってしまえと。もともと利用価値がないからということで理解してよろしいのか。

もう一つは、扁桃というのは、すべて取るんですか。これもやはりすべての月齢にかかるわけですね。

○釘田国際衛生対策室長 はい。

○中村委員 これはSRMに入っていましたかね。

○釘田国際衛生対策室長 ちょっとわからないのでお答えいたしますが、まず、回腸遠位部の問題は、例えばUSDAがこういう特定危険部位としては回腸遠位部だけれども、ルールの中では小腸を除きなさいというふうにしているというのは、まとと畜場における処理が面倒くさいからという意味があると思います。

ただし、私どもが訪問しましたと畜場において、聞いた話なんですけれども、若干手間をかければ、それほど困難なことではないんです。回腸遠位部をきちっと処理して除いて、残りの小腸を食用に回すというのは、やりようによっては十分可能なことでありまして、私ど

もが訪問しましたと畜場においては、特に日本向けということも頭に置いて、安全な部分は是非使わせてほしいということをお願いしておりまして、実際にと畜場で出てきた小腸を引っ張り出して見せてくれまして、ここが回腸遠位部なんだ。解剖学的に回腸遠位部と言われている部分を、倍くらい除いてしまえばまず大丈夫だから、あとは食用に回せるように規則はしてほしいと。U S D A の担当官もいたんですが、是非 U S D A にもこのことを理解してほしいということをその場で申ししておりまして、恐らく今示されているルールは、この小腸を除きなさいというルールなんですけれども、彼らはそれに対してまことにパブリック・コメントで意見を出したいという言い方をしておりました。それが受け入れられるのかどうか分かりません。

ですから、きちっとした手間暇をかけ、あるいは処理する人がきちんとした教育、知識を持っていれば、そういう処理はできるんだろうと思います。

それから、扁桃は、済みません。お願いします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 O I E の国際動物衛生規約に照らして、扁桃が S R M かなんですけれども、O I E ではリスクに応じて5つのカテゴリーに分けているんですけれども、一番リスクの高い国については、月齢を問わず扁桃を S R M に指定しております。イギリスとかポルトガルのように年間発生率が成牛 100 万頭当たり 100 頭以上の国が相当します。

○中村委員 もう一つは、今のことと関係するんですけれども、御覧になって、S R M の除去については、比較的清潔なと言いますか、例えばそういうものが普通の肉とかに飛び散ったり、混ざったりするような心配のないような形で処理されているというふうに御覧になったのか、あるいはもうちょっとここはいまいちなとお感じになったのか、その辺はいかがですか。

○釘田国際衛生対策室長 たまたま我々が訪問したのは、ワシントン州にあるかなり大手のと畜場なんですけれども、実は昨日も同じような御質問をいただいたんですが、たまたまその施設を見ただけですので、それをもって全体を代表するような理解をしていいのかわからないんですけれども、幾つか問題はあったと思います。日本で行われている処理と比べて、まだ後れていると言いますか、配慮が足りない点があるなというのは我々感じました。もしあれでしたら厚生労働省の方から。

○坂梨乳肉安全係長 今、話題になっているのが、と畜場内の処理の中で、脊髄の扱いなんですけれども、日本の場合には、平成 14 年 1 月当時にそういったもので脊髄の除去についていろいろ調査をいたしまして、背割りをするとき、脊髄のところはどうしてもものこざりか

入ってしまうので、それが飛び散らない方がよろしいだろうということで、リスクなどについて調査をした経緯がありまして、当時背中を割って、どれくらいのリスクがあるかという、厚生科学研究という研究事業の中でされているものの中では、特にその後の高圧洗浄とか、洗浄することによって、除去効果は認められるという内容でございましたので、それが一概に問題があるという行為ではないんですけれども、日本としてはそのときに予防的観点を含めまして、吸引法ということで背中をノコギリで割る前に吸引をしておもうという措置で指導をしていた状況で、現在も90%以上の、これはと畜頭数ベースなんですけれども、90%以上の措置がされているという状況でございます。その状況が今回のと畜場と違っていた。昔の背割りであったので、それがすぐさまいけないことかということではなくて、やはり日本は予防的観点の部分が入っているので、その辺が違いがあったということでございます。

○寺田委員長 そのことにつきまして、SRMを追加的措置で除いたということは、どこで、だれかがチェックするわけですか。どういうチェックをやるわけですか。

○坂梨乳肉安全係長 それは脊髄ということですか。

○寺田委員長 要するにSRMをと畜場でやったのを、だれが、どういう方法でチェックして、全部やると言っているわけでもなくて、いわゆるサーベランスですね。SRMの取り方、それは向こうはシステムとしてやっているわけですか。インスペクターが入っているか。

○釘田国際衛生対策室長 私の理解している範囲では、普通のと畜場では、30か月齢以上の牛の割合というのは非常に少ないんです。数が少ないものですから、恐らくと畜する前に仕分ける場合もあるんでしょうが、我々の見たところ、と畜場での説明によれば、解体して歯を確認したり、あるいは背割りをして脊椎の形状などでもある程度専門家であれば判断がつくんだそうでした。30か月齢以上のものは、ラインから外して、半丸にした脊髄の面とかに青い塗料を塗ったり、あとスタンプなども押して、完全に見分けがつくようにしてありました。それはそれで別途分けるようにしている処理をしておりましたので、正確にその現場を確認したわけではないんですけれども、検査員の方で30か月齢以上のものについては、SRMに当たる部分が除かれるということを個体ごとに確認できるようにしているんだと思います。

○寺田委員長 それは、大手はそうかもわからないけれども、小さな農場でもそれを守るように言っているわけで、その確認は、SRMをどれほど除くかというのは、かなり管理上の問題として大きな感じがしますが、それはどうですか。やはりそういうところの部位をこうやってきっちりとのぞくとかいうことをやっているわけですか。

○釘田国際衛生対策室長 塗料を色付けて区分しなさいというのは、ガイドラインに示されたやり方ですので、それは恐らくどこのと畜場でも同じようなあれをやっていると思います。

いわゆる 30 か月齢以上というのは、主として繁殖に使った、あるいは乳牛の淘汰される牛、廃用にされる牛ということで、恐らくと畜場もそういうフィード・ロットの飼育された牛を主として処理するところ、輸出向けなどはまさにそういうところになりますし、そういう廃用の牛を処理するところというのは、比較的小規模なと畜場でそういうものを専門に扱って、肉もそれなりの流通をするというところで、ある程度分かれているようです。勿論、両方やっているのと畜場もあると思うんですけども、そういうと畜場はそれなりに、勿論、連邦政府の管轄にあると畜場には、獣医師と食肉検査員が配置されておりますので、そういう専門家がそういう処理をきちっとやるようになっていくというふうに認識しています。

○寺田委員長 (3)の②の「BSE検査中の牛肉についてBSE陰性が確認されるまで流通停止」、このBSEの検査をやるものは、上に書いてありますように、サーベランスでやるんだからダウナーですね。ダウナーだけをやるんじゃないですか。サーベランスを2万頭を4万頭に上げるというのは、どのポピュレーションを対象にして、テストをするわけですか。

○釘田国際衛生対策室長 我々も同じような疑問を持ちまして、質問したんですけども、少なくとも今までのアメリカがやっていたサーベランスの対象、ターゲット・グループというのは、先ほどの高リスク牛というもので、いわゆるダウナーと呼ばれている歩行困難な牛と、それから中枢神経症状牛というものと、あとは高齢牛、オールダーカウというものです。中枢神経症状を示しているものは、基本的には廃棄なんです。ダウナーは従来はと場に入ってきていて、よほどひどければ検査員がはねるという処理だったのが、今後はダウナーもすべてレンダリングに回すということになってしまいましたから、結果として残るのは、オールダーカウと呼ばれている高齢牛だけが残るんです。

ですから、②で言うておりますサーベランスでBSE検査中のものについては、保留するというのは、高齢牛が対象になるんだろという理解であります。

○寺田委員長 そのときのテストというのは、いわゆる免疫染色と顕微鏡で見る、かなり進んだ状態のことを検査するわけですね。向こうは検査法として何を使っているわけですか。

○釘田国際衛生対策室長 現状では免疫組織化学的な検査法ということですが、今度はラテックステストを採用するという考えを示しておりましたので、どの段階でどうなっていくかというのはまだわかりませんが、将来的にはそういうふうになるかと思います。

- 寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにどなたかございませんか。
 - 寺尾委員 ちょっとわからないんですけども、例えばBSEの牛が見つかったとき、それは全部を廃棄するんですか。それとも骨とかは肉骨粉として鶏とか豚に食べさせることができるのかという、そこら辺のところはいかがなんでしょうか。
 - 釘田国際衛生対策室長 陽性になった場合は、すべて廃棄です。
 - 寺尾委員 陽性のものだけが廃棄。ダウナーで陽性。
 - 釘田国際衛生対策室長 ダウナーのものというのはレンダリング処理されることは認められているということです。
 - 寺尾委員 まとめのところの(4)で、米国においてBSEが発生しないという保証はないというあれですね。米国は自分の国をどういうふうに考えているんですか。
 - 釘田国際衛生対策室長 これについては、いろいろな議論のやり取りをしたんですけども、勿論、彼らからBSEが米国にもあると思っているというコメントは勿論ないわけですけども、私どもの方からは、ここにありますような認識というのを、かなり先方に対して指摘しました。それに対して、幾つか議論のやりとりはあるんですけども、最終的に我々のコメントが絶対に間違いだと。我々のコメントを否定するような強い反発はなかったというふうに認識しています。
 - 寺尾委員 今のお話を聞いていますと、このまとめに書いてあることは当然というふうな印象を受けるんです。
- あとAMRは規制の強化というのは、30か月齢以上のものには禁止ということなんで、若い牛ではこの方法を使えるということでしょうか
- 釘田国際衛生対策室長 ルールとしてはこういう規定ぶりですので、30か月齢以上についてということなんです。つまり、SRMというのが、彼らの大前提というのは、30か月齢未満だとSRMでさえないわけですから、AMRを禁止するのも論理的には30か月以上になってしまうんですけども、ただ、現実には、我々が見たところでは、既にAMRの使用はすべてやめましたということを言っておりました。ですから、方向として使わなくなるんじゃないと思います。
 - 寺尾委員 もう一点だけなんですけれども、先ほど小泉委員が質問しましたフィード・バンの99%という、99という数字は、施設のパーセンテージなのか、あるいは牛の頭数の99%なのか、そこら辺はどうなんでしょうか。
 - 釘田国際衛生対策室長 これは施設です。お手元に数字はありませんが、具体的に検査対象施設の数、それで違反した施設の数というのが示されております。

○寺田委員長 先ほど出ました A M R は使わないという方向みたいなんですが、実際にはどうなるんですか。結局、脊髄などが入ってくるような仕組みになっているわけですか。

○坂梨乳肉安全係長 その施設で私どもが見せてもらったのは、外側だけなんです。要は、骨のついたものを小さいブロックにしたようなものに入れると、そこにプレスされたり、少し圧縮されたりして、肉がそこから取れて出てくるようなシステムになっているということなんですけれども、その施設では先ほどお話がありましたけれども、使用していないので、実情として目の前に見ることはできなかったので、その辺についてはうまく御説明できません。

○寺田委員長 そうしましたら、今の追加的な措置だけではなくて、全体で、例えばフィード・パンの話とかを全部含めてどうぞ。

○中村委員 全体なんですけれども、アメリカではミンクに海面状脳症というのがありますね。これの B S E との関連というのは、何か向こうでは認識しているんですか。全く関係はないということですか。

○釘田国際衛生対策室長 我々の方からその議論はあまり出ませんでした。あまり議論しておりませんが、カナダの疫学専門家の分析結果を聞いたときに、カナダはかなり C W D とか、ミンク脳症とかいったものとの関連というのを発生当初から重視というか、考慮に置いて疫学的な分析をしてきたというふうに聞いているんですけれども、少なくとも昨年の 5 月に発生したケースについては、疫学的な分析を通じて、その可能性はほとんどないと。やはり肉骨粉から感染した可能性が最も高いという結論に至ったという説明は受けました。

どうしてそういう結論に導かれたか、そこまで詳しい議論をいたしませんでした。

○寺田委員長 ほかにございますか。

○梅津事務局長 寺尾委員から御質問のあったフィード・パンの違反状況ですけれども、99 % とか 75 % とかありますが、違反の内容はわかりますか。

○釘田国際衛生対策室長 これにつきましても、我々も質問いたしまして、先方から説明を受けたんですが、初年度の 75 % のときは、さすがに禁止されている牛の飼料に肉骨粉を使っていると思われる一番真っ黒な違反もあったようなんですけれども、その翌年から、さすがにそういう違反はなくなったという説明でした。それでも 1 % 前後ある違反というのは、ほとんど記帳関係の違反だという説明でした。それについては改善指導をしているという説明でありました。

○寺田委員長 ほかにございますか。

そんなことはないと思うんですけれども、同居牛だとか、いわゆる疑似患畜は、最初のと

ころだけが疑似患畜ということなんでしょうか。最初の１年間か２年間、アルバータ州の生産農場で、112頭が売却された。これだけが同居牛という考えなんですね。それから以後であれば同居であったってもうつらない、ＢＳＥにはならないという考えなんですね。

○釘田国際衛生対策室長 これはガイドラインに整合的な考え方ということだと思うんですが、あくまでもこの牛が産まれたときに、その前後２年間に生まれた牛をコホートとみなしてという考え方でやっております。

○寺田委員長 （３）のところの追加的な措置に対して、パブリック・コメントを３か月すると言っていますね。要するに、全部をやってからもう一度決め直すということですね。

○釘田国際衛生対策室長 この辺が日本のやり方とちょっと違うんだと思うんですが、もう既に１月１２日付けで暫定規則として公表された時点で効力は持つんだそうです。ただ、あくまでもこれは暫定的なというのが付いておりまして、パブリック・コメントを終えて、それを再考して必要があれば修正するということで確定するんですが、その間も効力は持っているという説明でありました。

○小泉委員 初めの方の２ページの上なんですが、この牛は割合限られた州に流通しておりますね。我が国に、当時、輸入された州というのがもしわかれば教えていただきたい。この州は入っているんでしょうか、入っていないんでしょうか。日本に輸入された米国の牛肉です。

○釘田国際衛生対策室長 そういうデータを持ち合わせていないんですが、例えば我々が訪問したと畜場、食肉処理施設も、この問題が起きる前までは日本向けに輸出していた施設なんです。特に５月にカナダで発生した後は、カナダ産の牛が日本向けにこないようにということで、アメリカと日本の間で特別なプログラムを組みまして、そのプログラムの下でカナダ産の牛は混ざっておりませんよということを米国政府が認証する形で日本向けの輸出をしておりましたので、米国政府の認証を受けて、そういうプログラムに参加しているパッカーからの肉しか日本には来ていなかったわけです。そのパッカーは、すべての州にあるかどうかはわからないんですが、主立った州には存在するはずですから、ここにある６州すべてから入ってきていても、別に不思議ではないと思います。確認しなければわかりません。

○小泉委員 それは去年の９月からですね。それ以前はここからも日本へ入っていたということですね。

○釘田国際衛生対策室長 州としては入っていた可能性は十分あると思います。

○寺田委員長 もう時間が来ましたので、最後に、アメリカのＣＤＣはバリエーション型のＣＤＪをサーベランスはやっていると思うんですけども、カナダの方はそういう国としての

C D J、バリエーション型のものも含めて、数は非常に少ないでしょうけれども、あったとしても、そういうことはカナダの方は国としてサーベランスしているんですか。調査とちょっと違うかわかりませんが、結局はそこが非常に大事になると思いますのでお聞きしました。

○釘田国際衛生対策室長 その情報は今回は。

○寺田委員長 ちょっと違いますね。やはり牛のところの話をやリ、それから人の方に、危険性が本当にどれ程あるのかということと、それをどう評価するかということになりますね。本当にお疲れのところをいろいろとお伺いして、また、今後とも調査を完了していない項目もございますし、引き続き情報の収集をお願いいたします。私どもも情報の収集、また向こうの提案がテーブルに乗った段階で、その後いろいろなところで評価を求められるところが勿論あると思いますので、その点につきましても、いろいろと準備ということで、是非よろしくをお願いいたします。どうも本当に今日はありがとうございました。

次回の委員会は普通のとおり木曜日の１４時です